

資料 1

内閣府説明資料

独立行政法人北方領土問題対策協会の概要

1. 所在地 [事務局] 東京都千代田区紀尾井町7番1号 上智紀尾井坂ビル
[札幌事務所] 北海道札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45ビル
2. 根拠法 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成14年法律第132号）
4. 設立年月日 平成15年10月1日
5. 沿革 昭和32年9月 南方同胞援護会（北方部分）・昭和36年12月 北方協会
昭和44年10月 特殊法人北方領土問題対策協会
平成15年10月 独立行政法人北方領土問題対策協会
6. 組織 [役員] 理事長1名（常勤）、理事6名（内1名は常勤）
監事2名（非常勤）
[職員] 19名
7. 目的 ① 北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること。
② 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号）に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ること。
8. 業務の範囲 ① 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を行うこと。
② 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究を行うこと。
③ 昭和20年8月15日において、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。
④ 上記①から③に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
⑤ 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する業務（貸付業務）を行うこと。

分科会ヒアリング(4月) 各府省共通様式

1. 主要事業別人員、支出、収入(国からの財政支出・財投・自己収入等財源別)(平成18年度予算)

(単位:人、百万円)

主要事業	人員	支出	収入				財投	自己収入等	合計
			国からの財政支出		小計	合計			
			運営費交付金	補助金等					
一般業務勘定(啓発・調査研究等)	7	738	654	84	738			738	
貸付業務勘定 (北方地域旧漁業権者等への貸付)	12	279	192		192		87	279	
合計	19	1,017	654	192	84	0	87	1,017	

- (注1)「主要事業」欄には、法人の主要な事業ごとに事業内容を記載。
 (注2)「人員」欄、「支出」欄、「運営費交付金」等の「収入」欄には、主要事業ごとの人員(平成18年4月1日現在)、額(平成18年度予算)を記載。
 (注3)「補助金等」欄には、国庫補助金、施設整備費補助金、補給金、交付金その他の国からの補助金等を記載。
 (注4)「受託収入」欄には、受託収入のうち国からの受託分を記載。
 (注5)「出資金等」欄には、国からの出資金、借入金、国の債券引受その他の「運営費交付金」、「補助金等」、「受託収入」以外の国からの財政支出分を記載(「財投」分を除く)。
 (注6)「財投」欄には、財政融資資金からの借入金を記載。
 (注7)「自己収入等」欄には、上記「収入」以外の自己収入、受託収入(国からの受託分を除く)等を記載。

2. 組織図(各部署ごとの人員配置状況を併記)(平成18年4月1日現在)

